

御所 I C 工業団地立地企業選定委員会規則について

○御所 I C 工業団地立地企業選定委員会規則

令和五年三月三十一日
奈良県規則第五十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、御所 I C 工業団地立地企業選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(委員長)

第三条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第五条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、産業・観光・雇用振興部企業立地推進課において処理する。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則（令和五年三月奈良県規則第五十四号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年十二月奈良県規則第三十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

(注) 任期の定めはありません